

提出順	11	発言順	8	令和 6 年 8 月 29 日
				午前・ 午 後 5 時 00 分受領

(3 枚中No. 1)

令和 6 年 8 月 29 日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 井 出 勝 正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問 時間	20 分
答弁を求める者	☒ 市 長 ☐ 副市長 ☒ 教育長 ☐ 他 () 担当部長 ☒ 総務部 ☐ 政策部 ☐ 市民生活部 ☐ 福祉部 ☐ 保健医療部 ☐ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☐ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☒ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について		

質問の要旨（具体的に記載してください）

安曇野市の「自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について」伺う。

① 令和 6 年度に市が「紙媒体による該当者名簿」（以下適格者名簿）で自衛隊に個人情報を提供する市民は何人で、「名簿」に記載し提供した市民は何人か。また「除外申請」をされた市民の方は何人で、その申請状況はどのようなものだったか。そして名簿作成に要した職員数や時間はどのくらいかかったのか。提供された名簿のその後の把握は（保管や破棄等は）しているか。

② 市は「除外申請」についてどのような広報や周知をしたのか。

③ 市は名簿提供の根拠として自衛隊法第 97 条、自衛隊法施行令 120 条、さらに令和 3 年度の防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政区住民制度課長の通知（特段問題がない）をあげているが、それについて伺う。

ア 自衛隊法第 97 条の「自衛官募集に関する事務」の具体的中身は何か。

イ 自衛隊法施行令 120 条の「報告または資料提供」の中身は何か。

ウ 自衛隊法や自衛隊法施行令には、「個人情報の提供」はないと考えてよいか。

エ 防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政区住民制度課長の「通知」では「住民基本台帳法上、（個人情報の名簿提供は）特段問題がない」としているが、住民基本台帳法 11 条には「事務遂行上必要な場合、個人 4 情報を閲覧できる」とあるだけである。安曇野市では令和 5 年度以前は「自衛官が閲覧し書き写してきた」という理解でよいか。

オ 市は「情報提供の法的根拠」として「名簿の提供について」この「通知」を引用し、後段を丸写しているが、市独自の判断はないと考えてよいか。

カ 「通知」の丸写しにもかかわらず「名簿の提供について」には「地方自治法 245 条及び 247 条」を引用した部分がないのはなぜか。また省かれた引用にはどんなことが書かれているか。

提出順	11	発言順	8	令和6年8月29日 午前・午後 5時00分受領
-----	----	-----	---	----------------------------

(3枚中No. 2)

令和6年8月29日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 井出 勝正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問 時間	分
答弁を求める者	☒ 市 長 ☐ 副市長 ☒ 教育長 ☐ 他 () 担当部長 ☐ 総務部 ☐ 政策部 ☐ 市民生活部 ☐ 福祉部 ☐ 保健医療部 ☐ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☐ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☒ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について		
キ 「通知」の省かれた部分は、「技術的な助言」であり「助言に従わなかったことを理由に（自治体に対し）不利益な扱いをしてはならない」ということでよいか。 ④「自衛隊」の本来業務について市はどのように考え、また「生命の安全教育」を推進する立場にある教育長はどのように考えているか。 ア 「名簿の提供について」の冒頭では「自衛隊は、地方自治体と協力して、被災地支援などの公益性の高い、重要な任務を担っており」と、自衛隊の職務の一端を紹介しているが、そもそも被災地支援の活動は何に基づくものか。 イ 自衛隊は国際法上どのような存在であり、自衛官はどのような職業と理解しているのか。 ウ 自衛官はどのような服務に従っているのか。勤務時間や労働基準法はどうか。 エ このような重要な情報が「対象者情報」に説明されていないのはなぜか。 オ ウについて、とりわけ「生命の安全教育」を推進する立場の教育にあって、大切な情報を伝えないで「名簿提供」することについてどのように考えるか。 ⑤ 自衛隊は年々応募者数の減少を少子高齢化と分析しているが、集団的自衛権行使や安保3文書、アメリカ軍とのシームレス体制、隊内のハラスメント・セクハラ等も原因なのではないか。 自衛隊が日本国憲法のもと「専守防衛」から、アメリカの起こす戦争に巻き込まれ命を落とすことが現実味を帯びてきている。市長は先の質問で自衛隊は合憲、必要な存在と答弁されたが、自衛隊のこのような変貌をどのように捉えているか。 ⑥ 奈良の高校生の訴訟などを考え、自治体の本務に立ち返っても、「適格者名簿」の提供は直ちにやめ、少なくとも住民基本台帳の「閲覧」に戻すべきではないか。自衛隊の本務は「命を賭して」「上官の命令に従う」ものであり、日本を守るためではなくアメリカの戦略のために命を落とす、リスクが高まっていることについても市民に案内すべきではないか。			

提出順	11	発言順	8	令和 6 年 8 月 29 日	
				午前・午後	5 時 00 分受領

(3枚中No.3)

令和6年8月29日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井 出 勝 正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問時間	分
答弁を求める者	☐ 市 長 ☐ 副市長 ☐ 教育長 ☐ 他 ()		
	担当部長 ☐ 総務部 ☐ 政策部 ☐ 市民生活部 ☐ 福祉部 ☐ 保健医療部 ☒ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☐ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☒ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	農業について		
質問の要旨（具体的に記載してください） 国民のいのちの保障である食料供給を平時から確立するために「新農業基本法」には「食料自給率の数値目標」や「就農支援」、「所得補償」や「価格保障」等の具体策を盛り込むよう、農家やJAはじめ他の農業団体はもちろん、県や他自治体とも連携して国に求めて行くべきだとこれまでも提案してきたが、今、問題となっているコメ不足をどう考えるか。 また、農協の正組合員として活躍している市内中学生の取り組みを、市の就農推進施策やキャリア教育に活かすべきではないかと考えるがどうか。教育現場では昨年県から配布された「農業の仕事がわかる！中高生のためのガイドブック」はどのように活用されたか。			